

第12回青森県いじめ防止対策審議会 概要

1 日 時 平成27年11月28日(土) 13:30~15:00

2 場 所 青森県警察本部6階 教育委員会室

3 出席者

【委員】

内 海 隆 委員

沼 田 徹 委員

田 中 治 委員

関 谷 道 夫 委員

奈 良 秀 夫 委員

住 吉 治 彦 委員

【事務局】

奈良教育次長、和嶋学校教育課長、ほか学校教育課職員(11名)

4 会議概要

(1) 報告事項

「平成26年度のいじめに関する調査について」

平成26年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果(本県公立学校分)の概要を事務局から報告する。

【主な意見】

- 何をもっていじめの解消とするのか。青森県いじめ防止基本方針には、「いじめの解消」について定義されていない。「いじめの解消」について議論していくべきだ。
- いじめの解消率が高すぎるように思う。いじめの認知件数が少ない方がよいというものではないのと同様に、いじめの解消率をいわずらに競うことがないようにしてもらいたい。いじめの解消には時間を要するケースもある。
- いじめが解消したかどうかについては、学校が客観的に判断する必要がある。

(2) 審議事項

「平成27年度いじめ防止対策の取組状況及び今後の対応について」

平成27年度いじめ防止対策の取組状況、こころの緊急支援活動チームに関する調査結果の概要及び携帯端末の利用に関する調査結果の概要を事務局から報告する。

【主な意見】

- 青森県高等学校PTA連合会では、保護者が子どものいじめや問題行動等に早期に気づけるようにチェックリストを記載したリーフレットを、すべての高校で入学生の保護者に配布している。
また、同PTA連合会での研修や、各地区や各学校での研修も行われている。
- 携帯端末の利用に関する調査において、携帯端末の利用に関する家庭でのルールについて、8割近くが「ルールがない」と回答しており、様々な形で保護者の意識を啓発していくことが必要である。

- 子供のうつ病、発達障害、いじめにも関連するパーソナリティ障害等に関して、養護教諭対象の研修を実施することで対応していくべきだ。
- 今回、携帯端末の利用に関する調査によって実態が把握できたため、これから対応について十分考えていく必要がある。
- 自分専用の携帯端末を所持する時期は今後早まっていくだろう。携帯端末に関する指導は、小中学校の時からやっていかないといけない。また、保護者もよく理解しておくべきである。
- 携帯端末は、文房具と同じように「持っていて当たり前」という認識のもとで、今後、大人が対応していく必要がある。
- 携帯端末に関しては、依存の問題もある。携帯端末があれば学校に行かなくても、本を買わなくても勉強できる。これは教育の根本にかかわる問題である。子供たちの携帯端末の使い方に関して、改めて考えていく必要がある。
- 学校だけで重大な事案を解決するのは難しいため、重大な事案が発生した場合の第三者的な支援組織である「学校緊急サポートチーム」による支援の方法を考えるべきである。
- 学校緊急サポートチームについては、設置する意味は十分あるが、「重大な事案の発生がなくて、あまり活用されなかった」という状況が一番望ましい。ただし、学校緊急サポートチームがあるというだけでも学校の安心につながると思う。
- 学校緊急サポートチームの派遣基準が明確でない。学校緊急サポートチームについて、学校の先生方の理解を得ていくことが今後の課題であろう。
- いじめの発見のきっかけとしては、「アンケート調査等」、「本人及び保護者からの訴え」が多かった。この部分を強化しないといけないと思う。また、それに対して「教師の発見」が少ない。いじめを発見する教師のスキルアップが必要である。
- 今後、各学校での「いじめの解消」につながったケースについて、参考となる事例を示してほしい。
- 今回の審議会で各委員から挙げられた意見を、次年度のいじめ防止対策に活かしてもらいたい。